



# 昭和支部報

HPアドレス <http://www.showa-z.com/>令和4年3月1日  
第280号発行責任者 支部長 佐藤 彰 洋  
編集責任者 副支部長 土屋 広 高  
発行所 名古屋税理士会昭和支部  
印刷所 共生印刷株式会社

「ある晴れた日の雪山」

## ときこえ 時間の声

コロナ禍も1年となる2021年3月、在宅勤務の増えた夫(監査法人勤務の公認会計士)とも相談し、これまで長らく住んでいた名古屋市瑞穂区のマンションを売却し、同じ瑞穂区内に事務所兼自宅を購入、引っ越しをしました。その際、家族と話し、長年の夢であった犬を飼うことを決め、引っ越して間もなく1匹のチワワをペットショップにて購入しました。

まだ幼かった頃、三重県の実家に住んでいた時期に、家に迷い込んできた野良犬を飼った経験があったものの、長年ブランクもあり、また子犬をしかも室内犬として飼うことは初めての経験で、家族皆で最初のうちはおっかなびっくりでの試行錯誤の毎日でした。

実際に飼い始めると、朝と夕方の散歩、朝・昼・

晩のご飯、トイレシーツの交換、水替え、檻の掃除などにとどまらず、時々部屋の中で運動させたりすることで、これでもか、というくらいの毛が部屋の隅々にたまってしまい、毎朝毎晩コロコロと掃除機が手放せない生活となってしまいました。そんな大変な思いをしつつも、すっかり図体の大きくなった息子たちと違い、毎日すり寄ってくる子犬はかわいいもので、事務所として使う部屋へ移動すると直ぐに泣き、リビングに戻ると抱っこをせがんでくる愛犬につい頬を緩めて甘い対応をしてしまいます。

この時期、税理士事務所は最も忙しい繁忙期を迎え、私も心に余裕を失いがちですが、可愛い愛犬の寝顔を愛でつつ、今年度もお客様の役に立つ仕事をやり切れればと思います。

(若月 康代)

# 1月支部研修

(令和4年1月17日開催)

## 「一から始める『日本型インボイス制度』」

講師：税理士 熊王 征秀 氏



1月17日に税理士熊王征秀氏をお招きし、日本型インボイス制度をテーマとした研修会が行われました。内容については下記の通りです。

### 1 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入で何が変わる？

- ・インボイスを発行するためには登録申請が必要です。
- ・仕入税額控除の適用を受けるためにはインボイスの保存が必要です。
- ・請求書などの記載事項が増えます。

### 2 登録の準備を始めよう

- ・インボイス制度は令和5年10月1日からスタートします。
- ・「適格請求書発行事業者」の登録は令和3年10月1日から申請の受け付けが始まります。
- ・「適格請求書発行事業者」とは、納税地の所轄税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受けた事業者をいいます。
- ・免税事業者は登録申請ができませんので、原則として「課税事業者選択届出書」を事前に提出し、課税事業者となった上で登録申請をする必要があります。ただし、免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、経過措置により「課税事業者選択届出書」の提出は不要とされています。
- ・上記の経過措置の適用を受ける免税事業者は、令和5年10月1日（登録日）の属する課税期間中に「簡易課税制度選択届出書」を提出することにより、その課税期間から簡易課税により申告することができます（事前の届出は必要ありません）。
- ・電子版登録申請書のチェック欄にチェックをしないと電子による通知ではなく、書面による通知となるのでご注意ください。
- ・特定期間中の課税売上高等により納税義務を判定した結果、課税事業者となる事業者が、令和5年10月1日から「適格請求書発行事業者」になろうとするときは、登録申請書の提出期限を令和5年6月30日ま

で延長しています。

### 3 免税事業者の準備

- ・免税事業者は取引先からインボイスの登録を要請された場合に備え、資金繰りや価格交渉などについて事前に準備する必要があります。
- ・課税事業者は免税事業者から商品を仕入れるというインボイスを入手することができません。必然的にインボイスがもらえる課税事業者との取引にシフトすることになり、免税事業者が取引から除外されることが危惧されます。

事業者間取引では、免税事業者でも売上高に消費税相当額を上乗せして受領するのが一般的ですので、免税事業者は、価格の改定についてもより慎重な判断が要求されることになりそうです。

- ・免税事業者である不動産賃貸業者が賃借人から消費税相当額を受領している場合には、インボイスの登録申請をした上で簡易課税制度の適用を受けることをお勧めします。簡易課税制度の適用を受けることにより、40%のみなし仕入れ率を適用することができますので、消費税相当額を値引きするより手残りは増えるものと思われます。
- ・免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、令和5年10月1日～令和8年9月30日までの期間中は80%、令和8年10月1日～令和11年9月30日までの期間中は50%を仕入控除税額の計算に取り込むことができます。

### 4 登録番号

- ・法人については13桁の法人番号が登録番号になります。個人事業者については申請により13桁の番号が登録番号として付与されます。
- ・登録番号は、令和5年10月1日前であっても請求書等に記載（表示）することができます（「T-×××」といったような方法で表示します）。
- ・個人事業主が屋号や事務所等の所在地を公表する場合には、登録申請書とは別に、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を提出する必要があります。

### 5 適格請求書発行事業者の義務

- ・適格請求書発行事業者は、インボイスの交付義務と保存義務があります。
- ・公共交通料金、農協・漁協に依頼して販売する農作物や水産物、3万円未満の自動販売機での販売などについては、売り手はインボイスの発行が免除されています。

### 6 仕入税額控除の要件

- ・インボイス制度の導入後も法定帳簿と法定書類の保存が仕入税額控除の要件となります。
- ・3万円未満の公共交通料金や自動販売機を利用した場合の経費の支出、自動車販売会社が仕入れる中古自動車や不動産販売会社が仕入れる中古建物、出張旅費や通勤手当などについてはインボイスの保存は必要ありません。

### 7 税額計算

- ・売上税額の計算は割戻計算を原則としながらも、積

上計算も特例として認められます。  
 ・仕入税額の計算は積上計算を原則としながらも、売上税額の計算で割戻計算を採用することを条件に、割戻計算も特例として認めることとしています。

インボイス制度が始まって小売業などで、インボイスを要求するお客さんがいないのであれば免税事業者のままであっても良い、とのご説明が印象的でした。インボイス制度が始まった際に課税事業者となるかは、顧問先に良く説明し選択していただくことが重要であると学びました。

また、令和5年10月1日の属する課税期間は登録申請のための課税事業者選択届出書の提出不要や、簡易課税選択届出書とその課税期間中に提出しその課税期間より適用できることも新たに知りました。

インボイス制度は準備が重要だにご説明いただきました。研修で学んだことを今後の業務へ生かしていきたいと思えます。

(研修部 椿 菜穂子)

## 2月支部研修

(令和4年2月8日開催)

### 『綱紀監察事例について』

講師：名古屋国税局 総務部

税理士専門官 渡辺 孝浩 氏



#### 1 税理士・税理士法人に対する懲戒処分等件数について

全国における処分件数は、平成28年の39件、平成29年の38件、平成30年の51件、令和1年の43件、令和2年の22件と推移しているが、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響等により調査等が抑制傾向であるなど、違反行為が表面化していない状況である。名古屋局管内において、平成30年から令和2年までの処分件数の合計は10件であり、その内訳は故意による不真正税務書類の作成が3件、自己脱税が3件、自己脱税とまではいかない多額な申告漏れが2件、非税理士に対する名義貸しが2件であった。

#### 2 身近にある税理士法違反事例

以下の3項目に関しては、実態確認を行った結果、よく見受けられる。

- ・該当条文第38条 秘密を守る義務：正当な理由なく、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らさないこと
- ・該当条文第41条 帳簿作成の義務：業務処理簿は記載事項に不備がないように作成すること
- ・該当条文第48条の14 社員の競業の禁止：自己又は第三者のために、その税理士法人の業務の範囲に属する業務を行わないこと

### 3 税理士に対する最近の懲戒処分等（令和2年9月及び令和3年1月公告より）の事例

- (自己脱税及び自己申告漏れ)処分の内容：税理士業務の禁止  
被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、売上の一部を除外し、架空の経費を計上することによって、不正に所得金額を圧縮して申告した。また、これに伴い、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税を圧縮して申告した。
- (故意による不真正税務書類の作成)処分の内容：税理士業務の禁止  
被処分者は、関与先であるA社の法人税の確定申告に当たり、所得金額を減額した申告書を作成してほしいとの同社の代表者からの依頼に応じ、売上の一部を除外し、架空の原価及び仕入を計上することによって、所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。
- (非税理士に対する名義貸し)処分の内容：6月の税理士業務の停止  
被処分者は、税理士でないA及び税理士法人でないB社が、同人及び同社の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税並びに複数者の所得税の確定申告書等に署名押印する等「名義貸し」行為を行った。

### 『令和3年分確定申告の留意点について』

#### 所得税・消費税関係

講師：昭和税務署 個人課税第一部門

上席国税調査官 佐々木 宏通 氏



#### 1 所得金額に関する項目

- 持続化給付金や小規模事業者持続化補助金などの事業に関連して支給された助成金を一時所得として計上している→事業に関連して支給される助成金は事業所得として取り扱う。

- 平成10年4月以降に取得した建物又は平成28年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物に定率法を適用して減価償却費を計算している→定額法を適用する。特に相続などで引き継いだ資産などは注意が必要。
- 青色事業専従者が、他に職業を有しており、専従できない状況にあるにもかかわらず、専従者給与を定額で計上している→事業に専ら従ることが妨げられないと認められる場合を除き事業専従者となれないので注意が必要。
- 専従者給与の変更の届け出をすることなく、届出額を超える専従者給与を計上している。

## 2 所得控除に関する項目

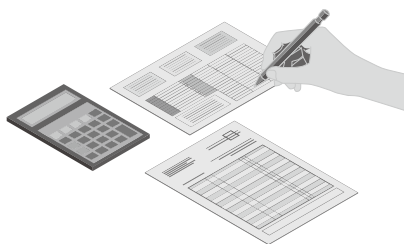
- (医療費控除) 歯の治療などで未払いの治療代を治療が終わった年の医療費控除の対象としている→申告対象年中に支払われていない医療費に対しては控除の対象とならない。
- (寄附金控除) 確定申告をする場合に、既にワンストップ特例の適用を申請したふるさと納税に係る寄附金を申告していない→確定申告を行う場合には、既にワンストップ特例制度を申請したふるさと納税に係る寄附金についても申告が必要。
- (扶養控除) 老人ホームに入居している両親を、同居老親等として控除している→老人ホーム等の施設が居所となるため、同居しているとはいえない。
- (基礎控除) 令和2年分の確定申告書において、合計所得金額が2,400万円を上回るにもかかわらず、基礎控除額を48万円としている。

## 3 税額控除に関する項目

- (住宅借入金等特別控除) 軽量鉄骨造の中古住宅を耐火建築物として判定している→石、れんが、鉄骨造りなどは耐火建築物と認められるが、軽量鉄骨造は含まれない。
- (住宅借入金等特別控除) 家屋の所有者でない者が行った増改築について、住宅借入金等特別控除の適用を受けている→自己所有の家屋に対しての増改築のみが対象である。

## 4 消費税に関して

- 事業用資産(課税資産に限る。)の譲渡に係る対価を課税売上を含めていない。
- 個人事業者が事業を廃止したことに伴い、事業用資産に該当しなくなった資産の時価を、課税売上を含めていない(みなし譲渡)。



## 資産税関係

講師：昭和税務署 資産課税第一部門

上席国税調査官 石田 一弘氏



### 1 譲渡所得関係

- 土地・建物を一括して取得している場合→購入時の契約において土地と建物の価額が区分されている場合には、その価額により区分する。なお、契約書等に区分された建物の価額が記載されていない場合で、その建物に係る消費税額が分かるときには、当該消費税額を消費税率で割り戻して建物の取得費を計算することができる。  
また、購入時の契約書上、土地と建物の価額が区分されていない場合は、原則として、土地と建物の時価の割合で区分するが、「建物の標準的な建築価額表」に基づき計算しても差し支えない。(ただし、土地・建物の総額が確認できる状況でこの表を使用すること。)
- (被相続人の居住用財産を譲渡した場合の特別控除の特例) この特例の適用を受けることのできる者は、相続又は遺贈により、被相続人居住用家屋と被相続人居住用家屋の敷地等の両方を取得した相続人に限られるため、家屋もしくは敷地等の一方のみを取得した相続人は含まれない。
- (被相続人の居住用財産を譲渡した場合の特別控除の特例) この特例と措置法39条(取得費加算の特例)とは重複適用できない。ただし、店舗併用住宅において、非居住用部分の譲渡のみ措置法39条の規定を受ける場合は、居住用部分についてはこの特例を適用することができる。
- (事業用資産の買替えの特例) 譲渡所得を計算する際に、過去の取得の際にこの特例を使用していないかを確認すること。
- (株式等の譲渡) 損益通算をする場合は、次の点に注意すること。
  - ・一般株式等の譲渡所得等と上場株式等の譲渡所得等の間で損益通算できない。
  - ・上場株式等の譲渡所得内での通算並びに譲渡損益・償還差損益及び利子・配当・収益分配金等の間で損益通算をすることができる。
  - ・上場株式等に係る利子所得については、申告不要制度又は申告分離課税制度を選択することができる。

- ・上場株式等に係る配当所得は、申告不要制度又は申告分離課税若しくは総合課税を選択することができる。
  - ・一般株式等の譲渡所得内での通算はできるが、譲渡損と利子・配当・収益分配金等の間での損益通算はできない。
  - ・一般株式等に係る利子所得は源泉分離課税である。
  - (株式等の譲渡)収入金額の5%相当額を取得費として控除しても差し支えない。
  - (株式等の譲渡)翌年分以降の確定申告において、繰越損失を譲渡所得等の金額から控除するためには、次の手続きが必要である。
  - ・上場株式等に係る譲渡損失が生じた年分の所得税につき譲渡損失の金額の計算に関する明細書等の添付がある確定申告書(期限後申告を含む。以下同じ。)を提出していること
  - ・譲渡損失が生じた年分の後の年において連続して(株式等の譲渡がない場合であっても)繰越控除用の付表を添付した確定申告書を提出していること
  - ・繰越控除を受ける年分の確定申告書に繰越控除を受ける金額の計算に関する明細書等を添付すること
- なお、合計所得金額が影響する各種所得控除については、繰越控除の適用前の金額をもって判定することに留意する。

## 2 贈与税関係

- (配偶者控除の特例)この特例の適用において、店舗併用住宅の家屋とその敷地の持分の贈与があった場合の配偶者控除の適用については、居住用部分から優先的に贈与したものとして取り扱う。居住用家屋とその他の用に供されている家屋が別棟となっている一筆の敷地について持分の贈与があった場合には、この取扱いの適用はなく、居住用家屋の敷地に相当する部分についてのみ、配偶者控除の適用がある。
- (相続時精算課税選択届出書の提出)贈与税の申告書とともに贈与税の申告期限までに提出すること。宥恕規定は設けられていないため、注意すること。

### 【研修を終えて】

令和3年分の確定申告業務を目前にして、取り扱いに迷う項目や注意する点を確認することができました。特に、過去に事業用資産の買換えの特例の適用を受けていたかなど、しっかり確認していく必要があると思いました。忙しい時期となりますが、今日学んだ事をしっかり活かして丁寧に業務に取り組んでいきたいと思いました。

(研修部 小川 綾子)

## はじまりの時間



昭和2班

## 渡久山 尚史

昭和支部の皆様はじめまして。この度名古屋中支部より転入して参りました渡久山尚史と申します。どうぞよろしくお願いたします。

転入の理由は開業です。中区の税理士法人に約10年間勤務し、令和3年8月末日に退職、9月より自宅から徒歩圏内にある昭和区折戸町に事務所を構えました。「このご時世に」とお思いになるかもしれません。その通りです。大変です。しかし、いつ開業しても大変なのは変わりがないとの思いから、10年を節目に独立開業を決心いたしました。

一人でのスタートです。税務会計だけでなく事務仕事も自分ひとりでこなす毎日、在職中の同僚等のありがたみを感じつつ、新たな発見の連続、どうしたら顧問先様に喜んでいただけるか考える日々、意外と楽しさが大変さを上回っております。

さて、わたしの名前ですが「渡久山(とくやま)」です。出身は沖縄県宮古島です。ただし、生まれが沖縄というだけで、育ちは愛知県名古屋市で名古屋弁を話します。沖縄出身?の例に漏れずお酒が大好きです。それなのに、どういうわけか、コロナが流行し、痛風を発症してしまいました。そのため諸先輩の先生方との交流の機会は限られてくると思います。とっつきにくい顔ですが、残念ながら顔を変えるつもりはありません。外見に惑わされず、お気軽にお誘いくださると幸いです。

最後に。新米税理士です。至らぬ点ばかりですので、日々研鑽して参ります。諸先輩の先生方、ご指導ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願申し上げます。

## 相談所だより



税務相談員

津田 亜希

相談所を担当させて頂いて3年目になります、津田亜希です。忙しくなるのは例年、年明けの1月末から2月末までは相談者が入れ替わり立ち替わりという感じで、相談担当日は怒濤の1日となります。そんな相談所がどんな場所であるのか、僭越ながらご紹介させていただきます。

慣れている相談者さんはなるべく相談所に通う回数を少なくしたいと考えるようです。もちろん、相談者さんの本業は記帳して申告することではないので当然かもしれません。私たちは、義務教育の中で、国民の三大義務のうちの1つとして納税の義務があるということは習ってきます。しかし、納税をするためには申告が必要であるにもかかわらず、その申告の仕方や申告書の書き方を習ったことがあるという方はあまりいないのではないのでしょうか。少なくとも、私は大学生になり、アルバイトを始めるまでは年末調整や確定申告の仕組みなどは全く知りませんでした。私同様、給料明細の見方どころか、源泉徴収の仕組みや確定申告について理解しないままいきなり社会に出るとい国民が大半なのかもしれません。相談者さんもご多分に漏れず…という方がほとんどです。そのような中、長年相談所に通っている相談者さんは、相談所で指導を受けた知識を活かして記帳を淡々とこなし、1年分の記帳チェックを兼ねて電子申告を行い相談所にやってくるという感じです。

収入になるわけでもない、生産性があるとは思えない難しい申告納税にはあまり時間をかけたくないという気持ちはよくわかります。しかし、相談員の立場からすると、皆さん同じ時期に申告となるため、予定がかさむ中で、1年分の会計データチェックと電子申告データの作成を同時に1時間程度の時間で行うことはとても大変です。相談員1年目のときは、相談所のこともあまりわからず、相談者さんに言われるとおりに1回で終わらせないと奮闘しました。しかしそれではいけなかった

のです。

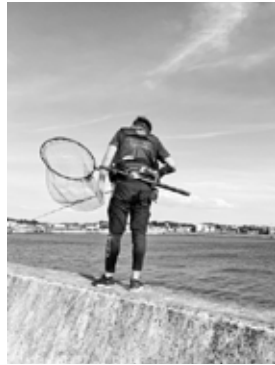
申告書を作りながらチェックを進めると、貸借対照表と損益計算書の辻褄が合っていない相談者さんも結構います。そこで辻褄が合わない箇所をチェックしていき相談者さんに質問すると、「申告の前にいつも先生がいろいろやってくれているのですが、何をやってもらっているかはあまりわかっていなくて…」という返答がきます。確かに、電子申告の控えを見ると、辻褄が合わないところは事業主勘定を使って調整してあったり、電子申告する際の決算書では決算整理仕訳を反映した形跡があるのに、相談者さんの会計データでは決算整理仕訳が入力されていなかったりなどといった不一致がほとんどでした。当初の私は、前の先生方が行っていたとおりに指導回数は増やさず、なるべく相談者さんを煩わせないようにしなければと、相談者さんの要望をできるだけ聞いていこうと考えていました。その結果、1年目は会計データと電子申告用データとの不一致を修正するため、予定時間をオーバーしてしまいました。このままではいけないと思い、申告を終えた後、時間がかかってしまったことをまず謝りました。そして翌年以降、申告時以外にも足を運んで頂けないかと恐る恐るお願いをしました。確定申告前に会計データと申告書類とのズレを順次修正しながら決算に関する説明をもう少し詳細に行いたいと説明すると、快く「わかりました」と仰ってください、2年目は複数回足を運んでくださるようになりました。確定申告期のバタバタ感がないときですと、相談者さんも「実は今まで疑問に思ってた聞いていたことがあって…」と質問をしてくださいました。このようなことを重ねていき、2年目の確定申告の際には時間をオーバーすることもなく、「丁寧に説明してくださってよくわかりました。ありがとう」と仰ってくださる相談者さんが増えました。そして3年目の今年、皆さん準備も手馴れており、貸借対照表と損益計算書をうまく作ってくださるためスムーズに申告が行えています。

踏襲するだけではなく、変化を恐れず真摯に向き合うことがお互いの“共育(きょういく)”の機会になるのだということを学べる場所、それが昭和支部相談所です。

STAY HOME  
  
 おうち時間

杉江 甲一

今回コロナ禍でこんなふう楽しんでるよ、という原稿の話を頂きましたので、私の趣味について紹介させて頂きたいと思います。密を回避できるとして釣りブームが来ていますが、私はほぼ毎週釣りに行く程、黒鯛釣りに長年どっぷりハマっています。春から秋は落とし込み釣り、秋から冬はふかせ釣りと一年中黒鯛を求めている釣りバカです。特に好きなのが落とし込み釣りです。



ちょうど大学生の時だったと思います。それは、自宅近くの堤防で黒鯛を一人で爆釣している人(師匠)がいました。こんなところで黒鯛がいるのかというのが衝撃でした。そこから、何度も海に行き師匠に話しかけて黒鯛釣りについて教えて頂いたのが黒鯛釣りを始めることになるキッカケでした。ただ、最初は師匠のアドバイス通りに見様見真似でやっても全く釣れませんでした。一方で同じ場所でやっているのに師匠はバンバン釣りました。これだけ腕の差が出る釣りは、悔しさは有りましたがとても魅力的に思えました。師匠は口が悪いのですが熱心で、息子のように可愛がってもらい、さまざまなフィールドに連れて行っていただき、ようやくコツを掴んで釣れるようになりました。

落とし込み釣りというのは、道糸に目印を付けて糸の変化でアタリを取る釣法です。シンプルなタックル(Uガイドと呼ばれるガイドが非常に小さく糸フケが出にくい竿とタイコリールと呼ばれる軽くて糸ヨレが付きにくいリール)と目印、ハリス、ガン玉、針があればすぐに釣りが始められます。釣具をベストに収納して、タモをベルトに差し込んで一日中堤防を歩いて探る釣りです。落とし込み釣りは足で釣れと言われるぐらい歩きます。

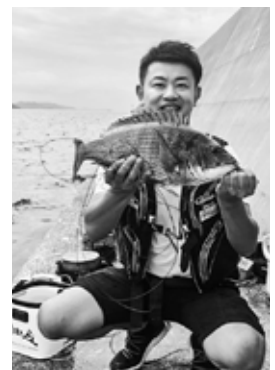
夏場の黒鯛は堤防に付着した貝やカニを捕食しているの、堤防のヘチ際ギリギリにカラス貝やカニをつけた針を落としていきます。警戒心の強い黒鯛ではありますが上から落ちてくるものに食

いつく習性があり、口に咥えた瞬間に目印が微妙に止まったり、走ったりとします。そのアタリが非常に小さく瞬間的なので神経を目印に集中していないと針に掛からずエサのみ取られます。その日の潮によってカラス貝やフジツボ又はカニのアタリエサが違って、いろいろ試しながら考えるのも楽しいところです。また、掛けてからは、非常に強い引きでガンガン頭を振って竿を叩く引きは何度やっても飽きない楽しさがあります。

釣りに行かない日は、目印の製作も楽しみの一つです。目印は、道糸にバルサ材や発泡材を数センチ間隔で固定して塗料で着色し使用します。目印のピッチや材質によって浮力が変わるので、落ちるスピードが変わってきます。不思議なものでこのスピードがいいというのは無く、日によって全く違っていたりします。いろいろなパターンを作って状況に応じて変えるので、私はベストに10種類ぐらい入れて釣りに行っています。風や潮を読み、その日のエサやタックルを考えるのも楽しいです。自然状況は、一度として同じ状況は無いので、今日釣れたから同じエサで落としても次の日にはアタリさえ無かったりします。ここでこんな風に落とせば食ってくるかな?とイメージして食ってきたときのどんぴしゃ感もこの釣りの醍醐味かもしれません。

黒鯛釣りを初めて十数年経ち、名古屋港、知多半島、田原を中心に年間100枚以上は釣るようになりましたが、年に釣れるか釣れないかという年無しと呼ばれる何年生きているか分からない50センチオーバーを求めて海に行っています。

コロナ禍で外出も制限されている中ではありますが、今回ご紹介させて頂きました落とし込み釣りは、タイミングが合えばびっくりするぐらい簡単に大きな黒鯛を釣り上げることが出来るので興味がある方は是非チャレンジしてみたいかがでしょうか。



### 【1月の月例集会】

令和4年1月17日(月)13時30分より  
名古屋市公会堂

#### (昭和税務署より連絡事項)

1. 令和3年分の所得税等の確定申告について
2. 法定調書及び合計表の提出期限について
3. 電子帳簿保存法について
4. マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について

#### (支部より連絡事項)

研修部：今後の研修会並びに配布図書について  
 税対部：無料相談割付発送・無料相談について  
 厚生部：長寿表敬  
 総務部：今後の予定

#### (研修内容)

テーマ：「一から始める『日本型インボイス制度』」  
 講師 税理士 熊王 征秀氏

### 【2月の月例集会】

令和4年2月8日(火)13時30分より  
名古屋市公会堂

#### (昭和税務署より連絡事項)

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により申告期限までの申告等が困難な方への対応について
2. 確定申告関係書類の提出について
3. インボイスの登録申請について

#### (支部より連絡事項)

研修部：今後の研修会について  
 税対部：無料相談について  
 総務部：今後の予定

#### (研修内容)

テーマ：「綱紀監察事例について」  
 「令和3年分確定申告の留意点について」  
 講師 名古屋国税局担当者  
 昭和税務署担当者

## 支部からのお知らせ

### ・4月月例集会及び研修会のご案内

日時：令和4年4月11日(月)

場所：名古屋市公会堂

月例集会：13時30分より

研修会：14時15分より

研修テーマ：「事業承継税制の活用法」

講師 平井 一成氏

※Zoom ウェビナーで同時配信予定

※月例集会等に関しましては、体調に不安がある方等については出席を自粛し配信にて研修受講をお願いします。

## 会員表敬

1月支部例会において、昭和支部慶弔細則第2条2項により表敬を行いました。

今後益々のご活躍を祈念いたします。

(敬称略)

〔喜寿〕	後藤 友和	重松 功成	宮尾 紘司
	仲島 智光	細野 信行	太田 芳久
	三島 英治	前田 勲	有海 繁雄
	木村 勝紀	栗田 博氏	高橋 光好

(以上12名)

〔古希〕	大村 雅人	立松 千明	金子 芳久
	伊藤 佳一	戎谷 芳男	松浦 光夫
	神谷 守俊	三島 伸男	横江 光代
	成田 明朗	浅野 節子	黒田 茂
	田中 晴夫	脇田 敏彦	

(以上14名)

## 編集後記

昨年は、4月に肩の脱臼から始まり年末には大病が発覚、年明けに手術を受けました。

今にして思えば還暦のお祝いと同時に厄年でもありました。コロナウイルスのこともあって人間ドックを先送りにしていたことを後悔しております。こんなに健康であることの大切さを痛感したことはありませんでした。

(三品 智)

